

議案第 77 号

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
について

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定めるものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年大口町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の4項を加える。

2 町長は、地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 地域型保育事業者と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該地域型保育事業者が地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者

4 町長は、地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、地域型保育事業者は、法第59条第1項に規定する施設

のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該地域型保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第28条第7号イ表4階以上の階の項中「外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削り、同条第4号中「第6条第4項」を「第6条第5項」に改める。

第43条第8号イ表4階以上の階の項中「外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用

いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第44条第2項第4号中「第6条の3第10項第2号」を「第6条の3第12項第2号」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第47条第2項第4号中「第6条の3第10項第2号」を「第6条の3第12項第2号」に改める。

第48条中「調理設備」を「同条第1号中「調理設備」」に改める。

附則第1条中「施行の日」の次に「(以下「施行日」という。)」を加える。

附則第2条中「事業を行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第1条第2項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する地域型保育事業所内で調理する方法(第10条の規定により、当該地域型保育事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者

を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附則第5条の次に次の見出し及び4条を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は地域型保育事業が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携施設を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該地域型保育事業者に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2. <u>町長は、地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>地域型保育事業者と次項の連携協力を行</u></p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携施設を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該地域型保育事業者に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 略</p>

新	旧
<p><u>う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該地域型保育事業者が地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p><u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者</u></p> <p>4 <u>町長は、地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、地域型保育事業者は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的</u></p>	

新	旧
<p><u>とするものに限る。)</u></p> <p><u>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該地域型保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)</u></p> <p>第2節 小規模保育事業A型 (設備の基準)</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第2節 小規模保育事業A型 (設備の基準)</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、</p>

新			旧		
<p>保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>			<p>保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
略	略	略	略	略	略
4	常用	1・2 略	4	常用	1・2 略
階以上 の階	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2・3 略</p>	階以上 の階	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2・3 略</p>
<p>ウ～ク 略</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業 （居宅訪問型保育事業）</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供</p>			<p>ウ～ク 略</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業 （居宅訪問型保育事業）</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第</p>		

新			旧		
<p>に対応するために行う保育</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）<u>第6条第5項</u>に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町長が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) 略</p> <p>（設備の基準）</p> <p>第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>			<p>5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）<u>第6条第4項</u>に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町長が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) 略</p> <p>（設備の基準）</p> <p>第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
略	略	略	略	略	略
4	常用	1・2 略	4	常用	1・2 略
階以上	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第	階以上	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第

新		旧	
の階	<p>1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。</u></p> <p>2・3 略</p>	の階	<p>1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（<u>同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる</u>と認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。</u></p> <p>2・3 略</p>
ウ～ク (保育所型事業所内保育事業所の職員)	第44条 略	ウ～ク (保育所型事業所内保育事業所の職員)	第44条 略
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略	(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（ <u>法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に</u> 限る。次号において同じ。）	(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（ <u>法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に</u> 限る。次号において同じ。）	(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（ <u>法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に</u> 限る。次号において同じ。）	(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（ <u>法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に</u> 限る。次号において同じ。）
(5) 略	(5) 略	(5) 略	(5) 略
3 略 (連携施設に関する特例)	3 略 (連携施設に関する特例)	3 略 (連携施設に関する特例)	3 略 (連携施設に関する特例)
第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、 <u>第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u>	第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、 <u>第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u>	第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、 <u>第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u>	第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、 <u>第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u>
2 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、町長が適当と認め</u>			

新	旧
<p><u>るもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）</u>について</p> <p><u>は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>（小規模型事業所内保育事業所の職員）</p> <p>第47条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（<u>法第6条の3第12項第2号</u>の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>（準用）</p> <p>第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「<u>小規模型事業所内保育事業所</u>」と、<u>同条第1号中「調理設備</u>」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。</p> <p>附 則</p>	<p>（小規模型事業所内保育事業所の職員）</p> <p>第47条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（<u>法第6条の3第10項第2号</u>の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>（準用）</p> <p>第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「<u>小規模型事業所内保育事業所</u>」と、「<u>調理設備</u>」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。</p> <p>附 則</p>

新	旧
<p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日後に地域型保育事業の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に地域型保育事業の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p>

新	旧
<p><u>過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</u> <u>この場合において、当該施設等は、第1条第2項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する地域型保育事業所内で調理する方法（第10条の規定により、当該地域型保育事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</u></p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第3条 <u>地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>（利用定員に関する経過措置）</p> <p>第5条 略</p> <p><u>（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</u></p> <p>第6条 <u>保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は地域型保育事業が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育</u></p>	<p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第3条 地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>（利用定員に関する経過措置）</p> <p>第5条 略</p>

新	旧
<p><u>士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。</u></p> <p><u>第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</u></p> <p><u>第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</u></p> <p><u>第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</u></p>	

改正要旨

1 改正の目的

地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅型訪問型保育事業及び事業所内保育事業）を行う者（以下「地域型保育事業者」という。）に求められる連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）の確保が困難な状況にあること、また家庭的保育事業における自園調理が進んでいない状況があるため、新たに特例措置を講じるとともに、現在の経過措置を5年間延長する等の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 地域型保育事業者に求められる連携施設との連携の要件緩和

ア 職員が病気の場合などの代替保育の提供（第6条第2項及び第3項関係）
代替保育の提供元としての小規模保育事業A型事業者等（小規模保育事業A型、小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者）を追加します。

イ 卒園後の受け皿の確保（第6条第4項及び第5項関係）

卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務を緩和します。

ウ 満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業者（利用定員が20人以上の事業所内保育事業者）の連携施設の確保義務の免除を特例として追加します。（第45条第2項関係）

エ 経過措置の5年延長（附則第3条関係）

連携施設を確保しないことができる経過措置を令和7年3月31日まで延長します。

(2) 家庭的保育事業者の食事の提供についての特例及び経過措置

ア 家庭的保育者の居宅で保育を実施している場合（第16条第2項第4号関係）

町が認める事業者からの外部搬入をできるようにします。

イ 家庭的保育者の居宅以外で保育を実施している場合（附則第2条第2項関係）

自園調理の適用を令和7年3月31日まで延長します。

(3) 避難用設備の改正（第28条第7号及び第43条第8号関係）

建築基準法施行令の特別避難階段の構造が改正されたことにより改正します。

(4) 小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所A型等」という。）の職員配置の特例（附則第6条から第9条関係）

ア 必要保育士数は、年齢により決められた配置基準に1人が加えられた数になります。この必要保育士数が2人となる場合は、そのうちの1人を保育士と同等の知識及び経験を有する者でもよいものとします。

イ 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭を保育士とみなします。

ウ 1日8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型等において、開所時間を通じて必要となる保育士数から利用定員の総数に応じて配置する保育士数を差し引いた範囲で、保育士と同等の知識及び経験を有する者を保育士とみなします。

エ イ及びウの場合、保育士を3分の2以上配置することにします。

3 施行期日

令和元年10月1日から施行します。